

第 1 種 組 合 員 各 位

宮城県医師国民健康保険組合

理 事 長 佐々木 悦 子

公印省略

### 新型コロナウイルス感染症に係る自家検査費用について

日頃 当組合の事業運営につきまして、ご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では医療機関の職員等が自院で診療を行った際は、自家診療として給付は行わないこととしておりますが、このたび新型コロナウイルス感染症に係る行政検査を実施した場合の検査料等については、自家診療の特例として、下記のとおり保険請求を認めることといたしますので、お知らせいたします。

#### 記

1. 保険給付の対象となるもの

宮城県または仙台市と契約を締結した医療機関で実施した感染症に基づく行政検査

2. 対象となる検査期間

令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで

3. レセプト請求の際の注意事項

○公費対象外の項目（基本診療料、外来管理加算、処方箋料等）の請求があった場合は、返戻となります。

○対象となる傷病名は「新型コロナウイルス感染症」または「新型コロナウイルス感染症の疑い」のみです。それ以外の傷病名が記載されている場合は返戻となります。

○医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。労災が適用される可能性が高い場合は、労災手続きを優先してください。（詳細は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。）

○新型コロナウイルス感染症の「治療」に係る自家診療は、すべて対象外です。

○医療機関に医師がお一人の場合、自己診療（検査）となるため保険請求はできません。

# 宮城県医師国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の**発熱外来認定医療機関**が、行政検査としてPCR検査又は抗原検査を自院で実施した場合に**自家検査を認め保険給付**をいたします。

## 保険請求の給付対象について

宮城県または仙台市と行政検査の委託契約を締結している、本組合に加入する医療機関からの新型コロナウイルス感染症に係る検査等費用。

## 自家検査が認められる費用

公費対象となっている検査等の部分のみ保険請求可能です。

< PCR検査 > SARS-CoV-2核酸検出(1,800点<sup>※</sup>)と微生物学的検査判断料(150点)  
※ 検体採取は医療機関で行い、検査を外部委託した場合は1,800点、それ以外の場合は1,350点。

< 抗原検査 > SARS-CoV-2抗原検出(600点)と免疫学的検査判断料(144点)

「公費番号28」の診療報酬明細書を作成し、宮城県国保連合会へご提出ください。

## 対象となる検査期間

令和3年6月1日 ～ 令和3年12月31日

## 請求上のご注意

PCR検査又は抗原検査費用と検査判断料の合計（当該検査費用の自己負担分（3割）は公費負担、7割は医師国保負担）となります。

- ・基本診療料（初・再診料、機能強化加算、院内トリアージ実施料等）、医学管理料、在宅医療等の**公費負担とならないものは対象外**となります。
- ・公費対象外の項目が記載されたレセプトは対象外となり、返戻いたします。
- ・対象となる傷病名は、「新型コロナウイルス感染症」または「新型コロナ感染症の疑い」のみです。それ以外の傷病名が併記されている場合は返戻いたします。
- ・医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。労災が適用される可能性が高い場合は、労災手続きを優先してください。（詳細は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。）
- ・新型コロナウイルス感染症の「治療」に係る自家診療は、すべて対象外です。
- ・医療機関に医師1名の場合は自己診療(検査)となるため、保険請求はできません。

ご不明な点は、宮城県医師国保組合にお問い合わせ下さい。

宮城県医師国民健康保険組合

電話：022-227-0516 <http://www.m-ishikokuho.or.jp/>